申告に必要なもの

下記をチェックグしながら確認しましょう

	「記でノエッノ回じなから唯談しより」	-				
必要な人	必要なもの	チェック				
	申告書(会場に様式の用意あり)					
全員	マイナンバーを確認できる書類(①または②) ①マイナンバーカード ②次の(a)~(c)のいずれか+本人確認ができる書類(運転免許証など) (a) マイナンバー通知カード ※記載事項に変更のない場合のみ有効 (b) マイナンバー記載の住民票の写し (c) 住民票記載事項証明書 ※扶養親族などのマイナンバーに関する書類は不要 ※郵送する場合は書類の写し(マイナンバーカードは両面)を添付					
給与所得、公的年金などの源泉徴収票または事業主の支払証明書 以下は対象者のみ必要です						
事業または不動産所得がある人	収支内訳書・所得計算に必要な帳簿書類など					
農業所得がある人	収支内訳書 ※農地の賃貸による小作料収入(現物支給を含む)がある場合は、 農業所得と分離し、不動産所得としての申告が必要					
保険に入っている人	生命保険料・地震保険料などの納付額証明書					
社会保険料控除を受ける人	・市が送付する「納付額のお知らせ」(国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料)・日本年金機構が送付する社会保険料控除証明書(国民年金保険料)など					
障害者控除を 受ける人	障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など					
寄附金税額控除を 受ける人	領収書、受領書					
医療費控除を受ける人	医療保険者が発行する「医療費のお知らせ」など、医療費の明細書					
セルフメディケー ション税制 (医療 費控除の特例) を 受ける人	・セルフメディケーション税制の明細書 ・令和5年に行った健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、 がん検診などの証明書類(写し可)					

確定申告のご案内

■問合せ…高田税務署(☎025-523-4171)

●申告会場

所得税、個人消費税、贈与税の申告と相談を受け付けます。 申告書は、原則、スマートフォンから自身で作成します。

ところ	とき(土・日曜日	対象	
高田税務署	令和6年1月22日周~2月15日承	【受付時間】	所得税の還付申告
	2月1日金~15日金	午前9時~午後4時 ※混雑状況によっては、午後4時	贈与税の申告
市民プラザ	2月16日金~3月15日金 ※高田税務署では相談を受け付けません	前に終了する場合があります	全て

自宅から確定申告ができます (e-Tax)

申告会場に行かなくても、マイナンバーカードで自宅から24時間いつでも 確定申告ができます (カード読み取り対応のスマートフォンが必要)。





申告(国税庁)

特設ページ(国税庁)

市・県民税の申告と相談

■問合せ…税務課(☎025-520-5650) または各総合事務所

令和6年度の個人市民税・県民税(令和5年1月1日~12月31日の所得分)の申告と相談を受け付けます。

1 市・県民税の申告が必要な人

令和6年1月1日現在で、市内に住所があり、所得税の確定申告をしない人で、次のいずれかに該当する人

- ・事業所得、不動産所得、総合課税の対象となる配当所得、一時所得、その他雑所得などの所得があった人
- ・給与所得があり、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人(勤務先に要確認)
- ・年末調整や公的年金などの受給者で、扶養親族等申告書の内容変更や各種控除を追加する人
- ・令和5年中に所得がなかった、または遺族年金や障害年金のなどの非課税所得のみがあった人 (市内在住の人の税法上の扶養親族を除く)



確定申告は高田税務署開設の申告会場(市民プラザ)へ

青色申告、不動産・株式の譲渡所得、雑損控除、1年目の住宅借入金等特別控除、 営業所得の申告相談会場は、市民プラザです。

2 市・県民税の申告日時と会場

出張申告相談

▶受付時間…午前9時~11時30分、午後1時30分~4時

	כ הנו ו	11000011 XI 100000	•	7.7		
開設日		会場		開設日		会場
2月2日圖	左前	午前 中ノ俣地区多目的研修センター		2月8日帝	午前	谷浜地区多目的研修センター
	T. Hi				午後	レインボーセンター
2月5日周	午前	北諏訪地区公民館	2月9日金	午前	カルチャーセンター	
	午後	保倉地区公民館		午後	八千浦交流施設 はまぐみ	
2月6日®	午前	津有地区公民館		2月13日※	午前	福祉交流プラザ
	午後	ファームセンター		2月13日®	午後	新道地区多目的研修センター
2月7日⊛	午前	三郷地区公民館	2月14日⊛	午前	和田地区多目的研修センター	
	午後	高士地区公民館		2月14日(1)	午後	ラーバンセンター

市役所などでの申告と相談

※会場での混雑を避けるため、郵送での提出にご協力をお願いします

▶申告期間…令和6年2月16日金~3月15日金(土・日曜日、祝日を除く)

▶会 場

合併前上越

市役所木田第一庁舎 202会議室 (午前9時~11時30分、午後1時~4時)



申告期間中、各会場の混雑状況を 市ホームページでお知らせします

13区 ※日時など詳しくは総合事務所だよりを参照

- ・安塚区総合事務所
- ・吉川保健センター ・浦川原区総合事務所 · 中郷区総合事務所
- ・大島コミュニティプラザ ・板倉コミュニティプラザ
- ・清里コミュニティプラザ
- · 牧区総合事務所

- ・柿崎コミュニティプラザ ・三和区総合事務所
- ・頸城コミュニティプラザ
- ・大潟コミュニティプラザ ・名立区総合事務所